

ページ・行	誤			正		
p.385	表-7.11.7 地域別補正係数と地域区分			表-7.11.7 地域別補正係数と地域区分		
	地域区分	地域別補正係数 C_z	対 象 地 域	地域区分	地域別補正係数 C_z	対 象 地 域
	A	1.0	(一) (二)から(四)までに掲げる地方以外の地方 <small>北海道のうち旭川市、留萌市、稚内市、紋別市、士別市、 名寄市、上川郡(上川総合振興局)のうち鷹栖町、当麻町、比布町、 愛別町、和寒町、剣淵町及び下川町、中川郡(上川総合振興局)、 増毛郡、留萌郡、苫前郡、天塩郡、宗谷郡、 枝幸郡、礼文郡、利尻郡、紋別郡</small>	A	1.0	(一) (二)から(四)までに掲げる地方以外の地方 <small>北海道のうち旭川市、留萌市、稚内市、紋別市、士別市、 名寄市、上川郡(上川総合振興局)のうち鷹栖町、当麻町、比布町、 愛別町、和寒町、剣淵町及び下川町、中川郡(上川総合振興局)、 増毛郡、留萌郡、苫前郡、天塩郡、宗谷郡、 枝幸郡、礼文郡、利尻郡、紋別郡</small>
	C	0.7	(三) 北海道のうち旭川市、留萌市、稚内市、紋別市、士別市、 名寄市、上川郡(上川総合振興局)のうち鷹栖町、当麻町、比布町、 愛別町、和寒町、剣淵町及び下川町、中川郡(上川総合振興局)、 増毛郡、留萌郡、苫前郡、天塩郡、宗谷郡、 枝幸郡、礼文郡、利尻郡、紋別郡 山口県、福岡県、佐賀県、長崎県 熊本県のうち、 <u>荒尾市</u> 、水俣市、玉名市、山鹿市、 天草市、宇土市、宇城市、玉名郡、葦北郡、天草郡 大分県のうち中津市、豊後高田市、杵築市、宇佐市、国東市、 東国東郡、速見郡 鹿児島県(奄美市及び大島郡を除く。) (四) 沖縄県	C	0.7	(三) 北海道のうち旭川市、留萌市、稚内市、紋別市、士別市、 名寄市、上川郡(上川総合振興局)のうち鷹栖町、当麻町、比布町、 愛別町、和寒町、剣淵町及び下川町、中川郡(上川総合振興局)、 増毛郡、留萌郡、苫前郡、天塩郡、宗谷郡、 枝幸郡、礼文郡、利尻郡、紋別郡 山口県、福岡県、佐賀県、長崎県 熊本県のうち、 <u>八代市</u> 、荒尾市、水俣市、玉名市、山鹿市、 天草市、宇土市、宇城市、玉名郡、葦北郡、天草郡 大分県のうち中津市、豊後高田市、杵築市、宇佐市、国東市、 東国東郡、速見郡 鹿児島県(奄美市及び大島郡を除く。) (四) 沖縄県